

令和元年度高山市政クラブ会派視察報告

令和元年8月19日(月)～20日(火)

19日(月)

・TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

20日(火)

・中部電力浜岡原子力発電所

参加議員	渡辺 甚一	沼津 光夫	西田 稔	榎 隆司
	中谷 省悟	西本 泰輝	笠原 等	石原 正裕

高山市政クラブ研修・視察報告書

研修日 令和元年 8 月 19 日（月）

研修名 議会活動集中講座

講師 高橋 伸介 氏

研修場所 TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター（東京都中央区）



研修目的 政務活動に対して公金を使う以上、議員としての考えや改革に向けた内容について知識を得るため。

研修内容 【率直に語る地方議員に関するお金の考え方】

- ・ 政務活動費の改革
 - ・ 報酬審議会で議論しても横並びのわけ
 - ・ 議員年金をあらためて考える
 - ・ 地雷を踏むな。使途基準の考え方
 - ・ 財務省にねらわれる。議員定数の今後
- 政務活動費とは、日本における地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用である。
- どのような使途の支出を政務活動費として認めるかは各自治体によって決定される。事実上は議員の様々な活動に対し、議員自身の裁量で処理される経費として認められるようになった。
- 地方自治法第 100 条第 14 項、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 地方自治法第 100 条第 15 項、前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費

に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

- 地方自治法第 100 条第 16 項、議長は第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
- 議員報酬のあり方については、選挙を経て 4 年間その職に就任するという点で他の特別職と区別する必要があると考える。
- 4 年間住民代表として住民の負託に応える責務がある。
- 地方公務員法は適用されず、職務専念義務の定めもない。
- 地方議員は「公選職」。首長と同様である。

考察 高山市議会の場合、政務活動費は後払いであり、議会事務局のチェックもあるため、不正取得は起こらないと考えている。
政務活動費の用途を政策提言・政策立案能力向上等のためとするべきである。

今後は全国的に実費精算・事後清算となっていくであろう。

議員報酬については議員報酬審議会の委員構成上また、配られる資料から、横並びにならざるを得ない。

議員定数については、有識者や外部委員にゆだねるだけでなく、議会自らの判断が問われている。

全国的に議員のなり手不足が問題になっている。その理由に「若い世代は報酬だけでは生活するのが大変、まして扶養家族がいたらなおさらである」「国民年金や健康保険を支払ったら生活できない」「冠婚葬祭や行事・イベントにも参加しないと選挙に当選することが難しい」等の意見があり議員報酬や議員年金等考えなければならない。

議員定数の問題は、議員を減らせば議員報酬の支出削減につながるが、地域から議員がいなくなり、地域の声が市政に届かないと関心が薄れ投票率低下になる可能性がある。減らせば良いだけの問題ではなく慎重に考える必要がある。



視察日 令和元年8月20日(火)

視察場所 中部電力浜岡原子力発電所
(静岡県御前崎市)

視察目的 東北震災で福島原発の事故を受け堤防嵩上げ対策等安全対策が改正されたのを受け、南海トラフ大地震の予測がされていることもあり、近隣の浜岡原発の対策工事が先進的な対策をしているとのことから、その内容を確認するため。



- 浜岡原子力発電所における地震・津波対策について
- 防波壁設置工事、中央制御室、原子炉について
- 安全性向上対策工事現場について

視察内容 O1 浜岡原子力発電所の概要

- 静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町、森町と安全協定を締結している
- 敷地面積は約160万㎡
(東西に約1.6km、南北に約1km)
- 日本で唯一、敷地面積に専用の港を設けていない原子力発電である。このため大型機器等は発電所と御前崎港との間を陸上輸送をしている。
- 原子炉で発生させタービンを回した後の蒸気を間接的に冷やす海水は、沖合600mに設置した取水塔から取水している。
- 1～4号機は沸騰水型軽水炉(BWR)、5号機は改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)。
- 現在、1、2号機は廃止措置中、3、4号機は適合性確認審査中、5号機は海水流入事象に伴う対応中。
- 従業員数3,384名
(中電職員:829名、協力会社:2,555名)
4市(御前崎市、掛川市、牧之原市、菊川市)
2,267名

4市以外の県内	600名
県外	517名

02 原子力発電のしくみ

① 火力発電と原子力発電のちがい

- ・火力発電：石油、石炭、LNG等を燃やして蒸気を作り、タービンを回すことで発電。
- ・原子力発電：ウランの核分裂による熱で蒸気を作り、タービンを回すことで発電。

② 日本の商用原子炉には、沸騰水型軽水炉（BWR）と加圧水型軽水炉（PWR）の2種類がある。

③ 浜岡原子力発電所の設計の特徴

- ・「危険なものを扱っている」「機械は故障する場合もある」「人間はミスをする場合もある」ということを前提に、何重もの安全対策をとり安全を確保している。
- ・配管等の破断により原子炉内の水が減少した場合に備えて、原子炉内への水を注入する非常用炉心冷却装置は【多重性】【多様性】【独立性】を備えた系統としている。
- ・設備の重要度に応じた設計をしている。

03 浜岡原子力発電所の取り組み～新規制基準に対する適合性確認審査

① 福島第一原子力発電所の事故概要

- ・地震発生後、制御棒が自動挿入され原子炉は停止
- ・地震の影響により外部電源喪失も、非常用ディーゼル発電機が起動し、原子炉の冷却機能は維持
- ・津波により、複数の機器・系統が同時に安全機能を喪失
- ・さらに、その後のシビアアクシデントへの進展を食い止めることができなかった

② 新規制基準の概要

- ・従来の規制基準に加えて、共通要因による安全機能の一斉喪失を防止する観点から、自然現象や火災等に対処するための要求事項が新たに明記・強化された。また、重大事故等に対処するための要求事項等が新設された。

③ 再稼動までの流れ

- ・新規制基準への適合性確認審査は、「原子炉設置変更許可」「工事計画認可」「保安規定変更認可」があり、事業者

からの申請後、段階的に原子力規制委員会が実施する。その内、原子炉設置変更許可の審査は、地震・津波等の自然現象に関する事項とプラント施設に関する事項に分けて審査される。

④ 原子力発電所の現状

- ・再稼働9基
- ・設置変更許可6基
- ・審査中12基
- ・未申請9基
- ・廃炉24基

04 取組概要

- ・福島第一原子力発電所の事故の教訓から、発電所では地震や津波等の様々な事態に対処するために、設備の対策やそれらを適切に使うための現場対応力の強化を行っている。(内容について、原子力規制委員会による審査を受けている最中である)
- ・新規制基準を踏まえ、従来の設計基準の事故に加えてより厳しい想定 of 重大事故に対処するため、多様性を持たせた対策を実施している。
- ・対策に柔軟性を持たせるために、備え付けの設備だけでなく、可搬型の設備も配備している。

05 浜岡地域の避難計画・緊急時対応

- ・県・自治体との安全協定
- ・避難計画・緊急時対応への取組
- ・国・自治体・関係機関との連携
- ・住民避難に係る訓練の実施

考 察

福島原発の事故を受け、中電の浜岡原発の安全の取り組みについて視察を行った。何事にも「絶対安全」はなく、絶えず想像力を働かせながら、想定外の事故に備える必要がある。浜岡原子力発電所では福島第一原子力発電所の事故を教訓に、新規制基準を設けている。従来の規制基準に加えて、自然現象や火災等に対処するための要求事項を強化し、重大事故等に対処するための要求事項を新設した。

改造工事用地振動の設定は 1, 200 ガル、改造工事用増幅地振動は 2, 000 ガルに設定。これは内閣府モデルに対し駿河湾の地

震で5号機に見られた増幅を仮想的に反映している。

津波への備えは海拔 22m の防波壁を設置すると共に両端部には海拔 22~24m 改良盛土を設置している。また万が一、福島第一と同様に冷やす機能を失った場合も想定し、電源供給・注水・除熱について複数の代替手段を講じている。海拔 40m の高台にガスタービン発電機を新たに設置。また電源がなくなった場合に備え、過般型注水ポンプにより複数の水源から原子炉につながる配管につないで注水。代替手段を幾重にも講じ、冷やす機能を確保している。

原子力発電の燃料となるウランは95~97%が再利用できるが、残りは高レベル放射性廃棄物として、処理するための最終処分場の問題が発生する。資源の乏しい日本においては、将来にわたり安定的に且つ安全なエネルギーを確保していくため、経済や環境などを考え、様々な種類の発電施設を利用することが不可欠と考える。

